

✓ 2026年改正対応

# 通勤手当は所得税非課税なのに なぜ社会保険料がかかるのか？

中小企業の税務・労務実務に効く要点整理～  
年収の壁・在宅勤務手当の最新ルール～



# ≡ 本日のアジェンダ

## 01 通勤手当の非課税限度額

2025年最新改正と注意点

## 03 社会保険料増のメリット

障害・遺族年金等の給付額試算

## 05 在宅勤務時代の交通費

労務の提供地による判断基準

## 02 税制と社会保険の違い

標準報酬月額の仕組みを理解する

## 04 年収の壁と最新改正

106万・130万の壁と今後の展望

## 06 よくある質問 (FAQ)

実務上の疑問点を一問一答で解説

まとめ・次アクション▶

# 通勤手当の非課税限度額【2025年改正ポイント】



## 公共交通機関は 月15万円まで非課税

電車やバスの定期券代（実費相当額）は、月額15万円まで非課税です。新幹線や特急料金も含まれます。※今回の上限額は据え置き



## マイカー・自転車の 限度額引き上げ

距離区分ごとの非課税限度額が11年ぶりに全面見直し。特に長距離通勤（片道55km以上）の場合、最大で月額31,600円まで非課税枠が拡大。



## 片道2km未満は全額課税 へ変更

【重要】これまで非課税だった「片道2km未満」のマイカー・自転車通勤手当は、改正により全額課税対象となりました。



施行日：2025年11月20日（2025年4月1日以降支給分に遡及適用）

# 距離区分の目安と駐車場代の非課税化予定

通勤距離（片道）	非課税限度額（月額）
2km未満	全額課税 ●
2km以上 10km未満	4,200円
10km以上 15km未満	7,800円
15km以上 25km未満	13,500円
25km以上 35km未満	19,700円
35km以上 45km未満	26,400円
45km以上 55km未満	29,700円
55km以上	31,600円 +7,100円

## P 2026年4月予定

駐車場代が非課税対象に月額5,000円まで非課税となる見込み。マイカー通勤者の実質的な手取り増が期待されます。

## 巫 法的位置づけ

通勤手当は企業の義務ではありません（福利厚生）。

各社の就業規則等で任意に定めることができます。



出典：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」等

# 「通勤手当」に対する所得税制と社会保険の根本的な考え方の違い

## 所得税（税制）

実費補償の考え方



### 基本的な考え方

実費補償は  
課税対象外とする



### 通勤手当の扱い

限度額まで非課税



### 目的

所得の再分配、  
公平な課税

VS

## 社会保険料

報酬の考え方



### 基本的な考え方

労働の対価として支給される  
ものはすべて報酬



### 通勤手当の扱い

全額が標準報酬月額に算入される



### 目的

将来の年金・医療給付のための  
財源確保



※ 法的根拠：所得税法第9条第1項第5号／健康保険法第3条第5項、厚生年金保険法第3条第1項第3号

# 社会保険の標準報酬月額に「含まれるもの／含まれないもの」

## ✓ 含まれるもの（算定対象）

✓ 基本給

✓ 諸手当

役職手当、家族手当、住宅手当など

✓ 残業代・深夜手当

✓ 通勤手当（全額）

※非課税分も含めて全額対象

## ✗ 含まれないもの（算定対象外）

✗ 賞与（年3回以下）

別途「標準賞与額」として計算

✗ 退職金

✗ 臨時的な手当

結婚祝い金、見舞金など

✗ 実費弁償

出張旅費、在宅勤務交通費など

💡 実務のポイント：「通勤手当」は税金計算では非課税でも、社会保険料計算では「報酬」の一部みなされます。給与明細上での項目の切り分けと、正しい設定が重要です。



# ケーススタディ 「通勤手当」が社会保険料に与える影響

## STEP 1：給与条件



Aさん（正社員）

東京都勤務・40歳未満

基本給	100,000円
通勤手当 非課税	15,000円
支給合計	115,000円

※通勤手当は所得税非課税



## STEP 2：標準報酬月額の算定

社会保険では通勤手当を含む！

適用

実際の算定基礎額

118,000円

第8級

(115,000円が含まれる等級)

もし通勤手当を含まない場合

104,000円

第7級

(基本給10万円のみの場合)

## STEP 3：保険料への影響

社会保険料（本人負担分）

差額（月額）

+2,005円

負担増

健康保険料

+約707円

厚生年金保険料

+約1,298円

一見「損」に見えますが、この増額分は将来の年金や傷病手当金の増額につながります。

# 社会保険は単なる年金ではない！「総合保険」の全貌

健康保険



## 医療給付・高額療養費

病気・けがの治療費（3割負担）や、高額医療費の払戻し。



健康保険

## 傷病手当金

病気・けが休業時の所得保障（最大1年半）。



健康保険

## 出産手当金等

産休中の所得保障や、出産費用の補助。



厚生年金

## 障害年金

病気やケガで障害状態になった際の保障。



厚生年金

## 遺族年金

加入者が死亡した場合の遺族への保障。



厚生年金

## 老齢年金

65歳以降の生活保障（いわゆる年金）。



雇用保険

## 育児休業給付金

育児休業中の所得保障（賃金の67%～50%）



重要：これらの給付額の多くは、標準報酬月額（=通勤手当を含む給与）が高いほど増額されます。

# 社会保険による各種給付制度の具体額シミュレーション



## 障害年金・遺族年金 年額 約152～165万円

【条件】標準報酬30万円・加入20年

- 障害年金2級：約152万円/年  
(障害基礎+障害厚生+配偶者加給)
- 遺族年金：約165万円/年  
(遺族基礎+遺族厚生+子の加算2人)



## 傷病手当金 月額 約20万円

【条件】標準報酬30万円

- 給付額：標準報酬の2/3
- 期間：最長1年6ヶ月
- 総額目安：約360万円

病気やケガで働けない期間の生活を  
保障する重要な制度です。



## 出産手当金 総額 約65万円

【条件】標準報酬30万円

- 給付額：標準報酬の2/3
- 対象期間：産前42日+産後56日  
(計98日)

※これに加え、出産育児一時金（50万円）も支給されます。

■ 通勤手当が含まれて標準報酬月額が1等級上がれば、これらの給付額もすべて増額されます。



# 「年収の壁」と最新の所得税と社会保険の改正ロードマップ



103万円

税金

所得税が発生

配偶者控除は満額維持。  
※大きな改正予定なし

106万円

社会保険

改正あり

社保加入義務

現在：従業員101人以上  
月額賃金8.8万円以上

130万円

社会保険

改正あり

扶養から外れる

現在：収入見込みで判定  
全企業が対象

150万円

税金

配偶者特別控除

この額を超えると  
控除額が減り始める

## 2025-2026 改正スケジュール

現在 (2025前期)

2025年6月～順次

2026年4月 (予定)

### ✓ 現行制度

- ・ 106万：101人以上企業
- ・ 130万：実収入見込み判定

### ⚠ 106万円の壁 撤廃

「月額8.8万円」要件撤廃。  
週20時間以上なら加入へ。  
※3年内に段階的に施行

### ⚠ 130万円の壁 変更

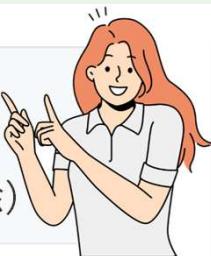
判定を雇用契約書ベースへ。  
一時的な残業増は考慮せず。

① 最低賃金の引上げ（全国平均1,121円）により、壁に到達しやすい状況。

# 通勤手当は「どの年収の壁」に含まれる？

## 税金の壁

103万円（所得税）・150万円（配偶者特別控除）



### 通勤手当の扱い

非課税限度額までなら含まない

### Bさんの判定例

基本給 114万円 のみで判定（通勤手当12万円は除外）

### 結果（103万円の壁）

114万円 > 103万円 壁を超過（課税）

## 社会保険の壁

106万円・130万円（扶養判定）



### 通勤手当の扱い

全額を年収に含む

### Bさんの判定例

基本給 114万円 + 通勤 12万円 = 合計 126万円 で判定

### 結果（130万円の壁）

126万円 < 130万円 壁を超えない（扶養内）

## i Bさんの年収モデル（基本給：月9.5万円 × 12 = 114万円／通勤手当：月1万円 × 12 = 12万円）

総支給額

**126万円**

所得税上の年収

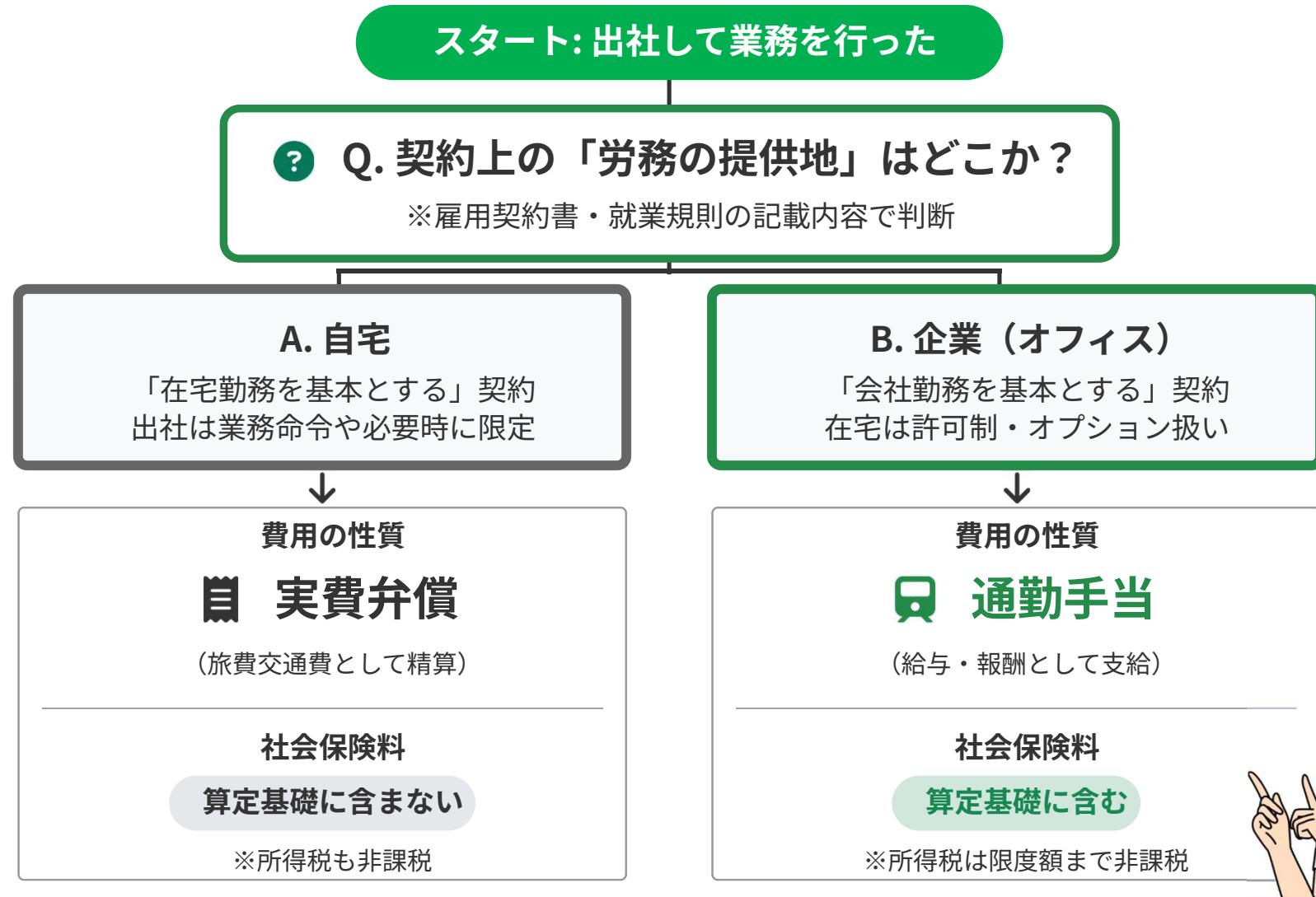
**114万円**

社会保険上の年収

**126万円**

※ 所得税法上の非課税限度額内の通勤手当は「給与所得」に含まれませんが、社会保険では「報酬」に含まれます。

# 在宅・テレワーク時の交通費の扱い（労務の提供地で判断）



# 在宅勤務手当の扱い：「実費精算」と「渡し切り手当」の違い

## 実費精算

領収書ベースで精算する場合

### 支給方法

通信費等の領収書を提出し、実費範囲内で精算

### 社会保険料の算定

算定基礎に含まれない

### 所得税

非課税



#### 運用ポイント：

実費を証明できる書類（領収書等）の保管が必須

## 渡し切り手当

定額を一律支給する場合

### 支給方法

領収書不要で、月額5,000円などを一律支給

### 社会保険料の算定

算定基礎に含まれる

### 所得税

課税対象

VS



#### 注意点：

「在宅勤務手当」でも実態が渡し切りなら報酬です

※ 出典：国税庁「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」

# 通勤手当と社会保険料 | よくある質問 (FAQ)

## Q1 通勤手当が増えると、社会保険料も増え て損ではないですか？

一見「手取り減」で損に見えますが、実は将来の年金や給付が増える「投資」の側面があります。

通勤手当で等級が上がれば、老齢年金だけでなく、  
**障害年金・遺族年金・傷病手当金なども増額されます。**

## Q3 通勤手当は「年収の壁」に含まれますか ？

壁の種類によって扱いが異なります。

103/150万円（税）  
**含まない**

106/130万円（社保）  
**含む**

## Q2 在宅勤務の交通費は社会保険料の対象に なりますか？

「労務の提供地」が自宅か企業かによって異なります

自宅提供地：実費弁償（**対象外**）  
企業提供地：通勤手当（**対象**）



## Q4 2026年の改正で「130万円の壁」はどう 変わりますか？

判定方法が「**雇用契約書ベース**」に変更される予定。

これにより、繁忙期の一時的な残業増などで扶養から外れる心配が**軽減される見込み**です。

# まとめ | 社会保険料はコストではなく「将来への投資」



## 「報酬」の定義が異なる

所得税では実費補償は非課税ですが、社会保険では労働の対価はすべて報酬です。



## 給付額が増加するメリット

標準報酬月額UP=障害年金・遺族年金・傷病手当金などの給付額が増えます。



## テレワーク費用の整理

出社費用は「労務の提供地」で判断。実費弁償なら社保対象外です。



## 年収の壁と法改正

2025年以降、106万円の壁（賃金要件撤廃）など重要な改正が続きます。

## 給与計算・社会保険手続きでお困りではありませんか？

年収の壁対策、社会保険手続きまで、  
税務と労務をワンストップでサポートします。



無料相談に申し込む



PRONI<sup>アソシエイツ</sup>で、  
税理士と社労士が在籍する  
おすすめ事務所

3年連続 第1位  
2023/2024/2025

